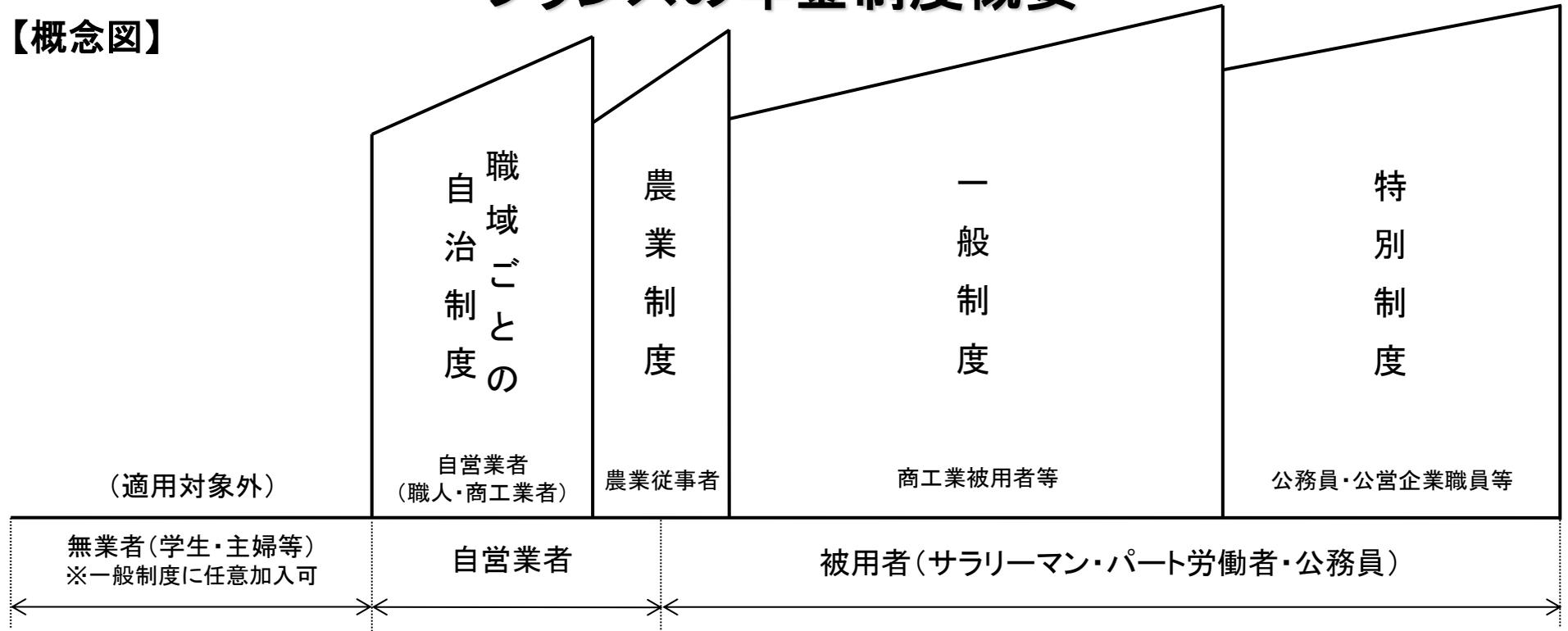


フランスの年金制度概要

【概念図】



【制度の概要】

社会保険方式の所得比例年金制度が職種ごとに分立

<一般制度>

- 対象者(2017年末) ... 商工業被用者等
※年金額算定の根拠となる保険料記録(単位:四半期)は、年1,464ユーロ(約19.5万円)の賃金ごとに1単位ずつ付与される(年間最大4単位)。
- 保険料率(2017年末) ... 17.75%(労:7.30%、使:10.45%)
労: 6.90%(月3,269ユーロ(約43.5万円)を超えない部分) + 0.40%(賃金全額に対して)
使: 8.55%(月3,269ユーロ(約43.5万円)を超えない部分) + 1.90%(賃金全額に対して)
- 支給開始年齢(2017年末) ... 62歳 ※給付額の算定において、拠出期間にかかわらず給付率が最高となる支給開始年齢を67歳に引上げ中。
- 最低加入期間 ... なし
- 財政方式 ... 賦課方式
- 国庫負担(2016年) ... 歳入の36.6%

【給付の構造】

<一般制度>

(老齢年金額の算定式) 平均賃金年額^(※1) × 給付率^(※2) × 拠出期間/満額拠出期間^(※3) (年額)

- (※1) 過去の拠出期間の中で最も賃金の高い25年間の平均賃金
- (※2) 被保険者の拠出期間と支給開始年齢に応じ、37.5 %～ 50 % (1953年以降生まれの場合。下限は生年により異なる)の範囲で決まる。
満額の年金を受給するのに必要な拠出期間(満額拠出期間)を満たすか、もしくは拠出期間にかかわらず給付率が最高となる支給開始年齢から受給する場合に最高の50%となる。
- (※3) 2014年改革により2035年(1973年生まれ)以降は43年(172四半期)必要となった。

* その他、育児加算や介護加算がある。

【沿革】

1945年	一般制度発足
1949年	商工業自営業者、職人及び自由業等の自営業者年金制度の発足
1952年	農業経営者制度発足
1983年	支給開始年齢の引下げ(65歳→60歳)
1993年	1993年改革(満額拠出期間の延長(37.5年→40年)、平均賃金年額の基準期間の延長(10年→25年)、年金額改定方式の変更(賃金スライド→物価スライド)等)
2003年	2003年改革(満額拠出期間の延長(40年→41年)等)
2010年	2010年改革(支給開始年齢の引上げ(60歳→62歳)、満額拠出期間の延長(41年→41.5年)、拠出期間にかかわらず給付率が最高となる支給開始年齢の引上げ(65歳→67歳)等)
2014年	2014年改革(満額拠出期間の延長(2035年までに41.5年→43年)等)

(資料出所) ・ Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union
 ・ 政府発表資料 ほか